

## 業務再点検結果報告

|         |  |
|---------|--|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 総務課                                      |
| 部署の業務内容 | 所掌事務に関する調整、文書、物品、庁舎の管理その他庶務一般。職員の給与、旅費、福利厚生及び服務に関すること。 |

| 項目     |                | 対応   | 点検結果の概要 |   |
|--------|----------------|--|---------|---|
| 基本的な視点 | 総論             | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○       | 事務所への来庁者が入りやすい雰囲気かどうかの観点から、庁舎全般について見直しを行う。<br>外部対応窓口として、各課の業務内容と担当者の把握による取り次ぎの適正化。全職員を対象に掲示板を活用した応接対応の自己学習を実施。                    |
|        |                | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×       |   |
|        | 苦情、要請等への対応     | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×       | 他の課に属さない苦情等は、一元的に総務課へ集まり、分類の上、関係課と調整し対処。<br>最終的な処理状況を確認し、回答を行うこととしている。(回答を行わない旨伝達しているものは除く)<br>来庁者の利便を考慮して、各課の業務と担当係の案内を作成し設置を行う。 |
|        |                | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○       |   |
|        |                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ○       |   |
|        |                | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —       |   |
|        | 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ×       | 総務課では直接、または、広報資料等による政策説明は担当していない。<br>なお、各部課等で実施する施策・イベントの情報について、外部照会に備え情報や資料の収集を行っており、その際に意見や苦情等があれば、内容を確認し担当へ繋いでいる。              |
|        |                | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ×       |   |
|        |                | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | —       |   |
|        |                | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ×       |   |
|        |                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | —       |   |
|        |                | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | ×       |   |
|        | 業の振興と消費者の利益    | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×       | 総務課では、該当する業務を担当していない。   |
|        |                | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×       |   |
|        |                | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ×       |   |
|        |                | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ×       |   |

| 項目  |   | 対応   | 点検結果の概要                        |   |
|---|---|--|--------------------------------|---|
| 食の安全業務についての点検   | 総論  | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○                              | 直接的な業務はないが、業務の後方支援として関係している。  |
|   | 業務の見直し  | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○                              | BSEの発生により、1人で判断せず複数で検討することと、上司、上局への報告と確認を行うよう心掛けている。課内打ち合わせの定例化を図り、所掌業務報告の実施し、課内情報の共有化を図っている。外部からの情報については、担当各課に繋ぎ、確認をしながら事後の対応を行うこととしている。また、その際は、自分たちの立場でものを見るのではなく、対外的な評価に耐えられかを常に検証することとしている。 |
|   |   | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ×                              |   |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○                              |   |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○                              |   |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○                              |   |
|   |   | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○                              |   |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | ○                              |   |
|   |   | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×                              |   |
|   |   | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —                              |   |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×   |  |                                |   |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ×  | 食の安全に関する業務でないと分類されている業務の中にはない。 |   |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |   |
|---------|---|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 農政推進課   |
| 部署の業務内容 | ・水田経営所得安定対策の加入促進に関わる業務 ・情報の受発信に関わる業務 ・局企画調整室所管の業務 ・事業の推進に関わる業務<br>・総合食料局のシステム管理に関わる業務 ・資源循環に関わる業務 |

| 項目                       |  | 対応 | 点検結果の概要  |
|--------------------------|--|----|--|
| 総論                       | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 毎週行う課内打合せにおいて、挨拶や接遇について徹底を図っている。<br>対応については、今まで、直接評価を受けたことがなかったので、直接評価がいただける方策を検討中。  |
|                          | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |  |
| 苦情、要請等への対応               | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 当課においては、情報部門において意見情報取り扱いのルールあり、そのルールに基づいて対応している。<br>各課においても、各々対応ルールがあることから、統一的なルールの設定が必要となっている。                                |
|                          | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |  |
|                          | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|                          | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |  |
| 基本的な視点<br>政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | 意見交換会等の後にアンケートに協力をいただく形をとっており、おおむね良かったとの評価をいただいている。<br>ただ、それに満足することなく改善を図っていかなければと考えている。<br>また、出された意見は意見情報取り扱いのルールに基づいて対応している。 |
|                          | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |  |
|                          | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |  |
|                          | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |  |
|                          | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|                          | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —  |  |
|                          | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |  |
| 業の振興と消費者の利益              | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ○  | 業の振興は経済性最優先になりやすく、消費者は安全性を追求していると理解しており、そのことを念頭に置き日々業務を行っているつもりである。  |
|                          | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |  |
|                          | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |  |

| 項目            |   | 対応  | 点検結果の概要                                       |   |
|---------------|---|---|---|---|
| 食の安全業務についての点検 | 総論  | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。  | ×   | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるということは自覚しているものの、各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する事項はなかった。 |
|               | 業務の見直し  | BSE発生後業務の見直しを行ったか。  | -   |   |
|               |   | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。   | -   |   |
|               |   | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。              | -   |   |
|               |   | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。              | -   |   |
|               |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                                   | -   |   |
|               |   | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。   | -   |   |
|               |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                                      | -   |   |
|               |   | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。  | -   |   |
|               |   | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。   | -   |   |
|               |   | 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | -   |   |
| 影響可能性の確認      | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○   | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |   |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|--|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 消費・安全部 消費生活課 |
| 部署の業務内容 | ・食の安全に関する情報の収集及び提供 ・食育の推進  |

| 項目   |  | 対応 | 点検結果の概要   |
|--|--|----|---|
| 総論   | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | ミニリスコミ・意見交換会等において、外部の専門講師等による参加者の理解度アップと次回からの取組の参考にアンケートを実施する外、テーマについても要望を聞きながら消費者等の関心の高いものとしている。説明においては分かりやすい資料の作成に努めていくこととしている。 |
|  | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |   |
|  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 苦情等の対応方法はルール化され、消費者相談窓口において適切に処理している。ミニリスコミ、意見交換会は勿論、消費者の部屋に常設しているアンケートボックスや移動消費者コーナー等のあらゆる機会において幅広く意見要望等の収集するため工夫していくこととしている。    |
|  | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |
| そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。                   | ×  |    |   |
| 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。 | —  |    |   |
| 基本的な視点   | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | 国民全体を対象としたシンポジウム・意見交換会・ミニリスコミや関係機関、関係団体等で構成する食の安全・安心推進連絡会議の開催においてタイムリーな情報提供及び政策説明を心がけている。また、出された意見要望等については全て上局へ報告している。            |
|  | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |   |
|  | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |   |
|  | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |   |
|  | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|  | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —  |   |
|  | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |   |
| 業の振興と消費者の利益                                    | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  | 国民の食の安全・安心に関する業務を主とした食の安全に係るリスコミュニケーション及び食育推進を担っているため、業の振興に関わるものでない。  |
|  | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |
|  | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ×  |   |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要                                       |  |
|---|--|--|---|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○   | 業務全てが食の安全に関わる業務である。  |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○   | 食品危害を及ぼす事案の対応及び国民に無用な混乱を防止するため、緊急対応訓練の実施や緊急対応マニュアルを随時見直しを図る。 |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ○   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○   |  |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。                     | ○   |  |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×   |  |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —   |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×  |  |   |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |  |

|                          | ご意見の内容   |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況                   |
|--------------------------|--|---|--|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | ミニリスコミや意見交換会等のアンケートによると多くは理解したとしているが、一部、時間が短いか専門的で分かりづらいとの意見もあ | / | 時間配分の再検討と分かりやすいパンフレット及び簡単なQ&Aの作成を検討する。 |
|                          |  | / |  |
|                          |  | / |  |

## 業務再点検結果報告

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 消費・安全部 表示・規格課 |
| 部署の業務内容 | 食品表示の監視、食品表示業務の普及・啓発        |

| 項目          |  | 対応   | 点検結果の概要   |  |
|-------------|--|--|---|--|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 食品表示業務において、食品表示110番対応及び各種調査等を行っており、食品表示制度等について消費者、事業者等に対し業務の趣旨等を説明し、制度について理解を得て各種業務を実施している。なお、アンケート調査を実施していないため、評価は把握していない。 |  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |   |  |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 食品表示110番受付窓口を設置して、各種情報を受け付け、苦情等の対応方法は対応マニュアルでルール化されている。また、職員研修を行っている。   |  |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |  |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | -  |   |  |
| 基本的な視点      | 政策の目的・効果に関する説明   | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○   | 食品表示フォーラムを開催し消費者、事業者等を集め食品表示制度の説明及び消費者、事業者等との意見交換を行った。また、食品事業者との意見交換会を実施し岩手県内事業者と食品表示制度等の意見交換を行った。 |
|             |  | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。  | ○   |  |
|             |  | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                         | ×   |  |
|             |  | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。     | ○   |  |
|             |  | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。                           | ×   |  |
|             |  | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。            | -   |  |
|             |  | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。   | ×   |  |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  | 食品の表示は、消費者の商品選択に資することを目的とし、偽装表示など不適正表示を行った事業者へは改善指示を行い、事業者名を公表している。これにより事業者は社会的な制裁を受けることになるが、厳正に対処している。                     |  |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |  |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |   |  |

| 項目  |   | 対応   | 点検結果の概要                                       |   |
|---|---|--|---|---|
| 食の安全業務についての点検   | 総論  | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○   | 食品表示に関連する事項として、食の安全等に関与する部分は県の保健衛生部局へ早急に情報回付することと食品表示110番マニュアルで決められ実施している。  |
|   | 業務の見直し  | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○   | BSE発生以降消費・安全部が組織され、食品表示業務も消費・安全部において実施しており、その後食肉偽装等を契機に食品表示110番マニュアルを見直し、進行状況を管理し対応している。<br>また、食品表示業務は、消費者の選択に資するために、事業者へ食品表示の適正化を指導している。 |
|   |   | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ○   |   |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○   |   |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○   |   |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○   |   |
|   |   | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○   |   |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | ○   |   |
|   |   | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×   |   |
|   |   | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | -   |   |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×   |  |   |   |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |   |

|                          | ご意見の内容          |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況                        |
|--------------------------|-----------------|---|---|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 食品表示制度の問い合わせが多い | / | 農林水産省の「食品表示とJAS」のHPを紹介し、最新の情報を自ら得る手法を伝えている。 |
|                          |                 | / |   |
|                          |                 | / |   |

## 業務再点検結果報告

|         |   |
|---------|---|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 消費・安全部 安全管理課                                      |
| 部署の業務内容 | 牛トレーサビリティ法に係る調査・指導業務、農畜水産物の安全対策業務、有害物質等の調査業務、肥料の登録更新・届出等の受理業務など |

| 項目                           |   | 対応   | 点検結果の概要  |   |
|------------------------------|---|--|--|---|
| 基本的な視点                       | 総論  | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | あいさつの励行やネームプレート着用等に心掛けている。<br>牛トレサの家畜市場相談窓口では一定の評価の声が寄せられている。   |
|                              |   | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |   |
|                              | 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 部としての窓口対応のルール化や出張相談など設けて親切な対応となるよう心掛けている。<br>改善すべきとの声はないが、より多くの声を聞く機会を持つよう工夫している。                               |
|                              |   | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |
|                              |   | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|                              | 政策の目的・効果に関する説明  | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | -  | 意見交換会や各種機会を捉えてできるだけ説明をするようにしている。<br>出された意見については、上局へ上げている。また、不誠実との声はないがデータバックや回答などが無いため、対処方法などについて整理していくこととしている。 |
|                              |   | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  |   |
|                              |   | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |   |
|                              |   | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |   |
|                              |   | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |   |
| そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 |   | ○  |  |   |
| 業の振興と消費者の利益                  | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                       | -  | リスク管理を行う業務を担っている立場から常に消費者の目線、立場に立って業務を行うよう心掛けている。<br>食品偽装や不適切表示など後を絶たない状況であり利害が一致しているとはいえない。<br>また、法的な制度と受益者負担など必ずしも一致していない。 |   |
|                              | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。              | ×  |  |   |
|                              | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○  |  |   |
| 業の振興と消費者の利益                  | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                            | ○  |  |   |
|                              | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                             | ○  |  |   |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要                                       |  |
|---|--|--|---|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○ 全て関連する。                                     |  |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○   | BSE発生後に組織された。農政事務所としても調査方法等の見直しを行った。また、課内で検討し適切に対応するよう取り組むほか、独自の取り組みを実施している。業務において共有すべき事項や連携した取組みが不足しているとの声もあることから、極力、情報を共有する、また、業務調整や連携した業務が出来るよう努めている。 |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ○   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○   |  |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。                        | ○   |  |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×   |  |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | -   |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ○  |  |   |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |   |
|---------|---|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 食糧部 計画課                             |
| 部署の業務内容 | 米穀の需給調整対策・米政策に関すること、政府米の販売に関すること、米麦の取引・流通に関する調査など |

| 項目          |  | 対応   | 点検結果の概要   |   |
|-------------|--|--|---|---|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | ○相手方を待たせない、時間が掛かるような場合は明確に伝える、職員間で気づいたことはその場で話し合う、ことを日頃から心がけている。<br>○「そのことが評価を受けているか」については、対応について苦情を受けたこともなく、現在も相談等が寄せられていることから評価は受けているとは思いますが、直接確認したことはない。 |   |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |   |   |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | ○対応を放置したり、不誠実との批判を直接受けたことはないが、相手方からの質問に対する回答が遅れる場合があり、不満を抱くことはあるのではないかと。<br>○現場で判断できないことについて、上局に照会しているが、迅速な回答が無いことから苦慮している。                                 |   |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |   |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。                       | —  |   |   |
| 基本的な視点      | 政策の目的・効果に関する説明   | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○   | ○出された意見・要望等について、上局に反映されるよう伝えている。<br>○ルール化はされていないが、新しい課題・問題等について、常に課内で討論し、適切に応えられるよう務めている。<br>○現場での課題は多く、その課題に対して上局での検討が進んでいない場合があり、その場合の対応方法が見つからない。<br>○評価については、受けているとは思いますが、直接確認したことがないことから分からない。 |
|             |  | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。  | ○   |   |
|             |  | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                         | ×   |   |
|             |  | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。     | ×   |   |
|             |  | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。                           | —   |   |
|             |  | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。            | ○   |   |
|             |  | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。   | ×   |   |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ○  | ○産業振興とMA米の監視(チェック)の関係にある。<br>○監視業務にあたっては、常に留意し行っている。<br>○米菓等の原料原産地表示において、一致しないことがある。  |   |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |   |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |   |   |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要                                       |  |
|---|--|--|---|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○   | ○直接的には無いと考えるが、間接的には自給率向上等。   |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ×   | ○外部からの情報への迅速な対応、報告・連絡・相談の徹底。<br>○産業振興部門であることから、偏っていないとは言い切れないが、国民の健康を守るとの意識を持って行うよう留意している。<br>○MA米のカビ毒チェックは、販売者としての責任。 |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | —   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○   |  |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | ○   |  |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×   |  |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —   |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×  |  |   |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |  |
|---------|--|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 食糧部 消費流通課  |
| 部署の業務内容 | ・農産物検査法に基づく検査指導、登録検査機関への巡回点検・監査業務、標準品作成業務等 ・政府所有米穀の売買業務、輸入米麦の売買業務、保管管理、運送業務等 ・米の消費拡大業務、米穀に係る届出事業者に対する立ち入り調査等 |

| 項目             |   | 対応  | 点検結果の概要  |  |
|----------------|---|---|--|--|
| 基本的な視点         | 総論  | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>課内の定例打合せにおいて、対外的対応については丁寧・誠実に対応するよう徹底している。</li> <li>苦情等へは速やかに対応することとしており、課内での打合せで徹底している。</li> <li>苦情等があった場合は、上局に報告し指示を受けるとともに課内の情報共有化を図っている。</li> </ul> |
|                |   | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。  | ×  |  |
|                | 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。             | ×  |  |
|                |   | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                    | ○  |  |
|                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。                                      | ×   |  |  |
|                | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                     | —   |  |  |
| 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。            | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費流通課としては、会議等の機会をとらえて、関係業務について説明を行っている。</li> <li>その際の意見・要望については、上局に速やかに連絡し、施策への反映に努めている。</li> </ul>       |  |
|                | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。             | ○   |  |  |
|                | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                    | ○   |  |  |
|                | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                | ○   |  |  |
|                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。                                      | ×   |  |  |
|                | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                       | —   |  |  |
|                | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。              | ×   |  |  |
| 業の振興と消費者の利益    | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>所管業務の関係から集荷・保管・運送業界との繋がりが強くなっている。</li> <li>特に米麦の売買業務は、その時の相場により高い安いがあり、生産者と消費者の利益が一致しないと考えている。</li> </ul> |  |
|                | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                            | ○   |  |  |
|                | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                             | ○   |  |  |

| 項目  |  |  | 対応   | 点検結果の概要  |
|---|--|--|--|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○  | ・カビ・カビ毒確認業務を的確に行うことが必要である。<br>・農産物検査における麦類の麦角粒及び赤カビ等について登録検査機関が適正な検査を行うことを指導。                                    |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ×  | ・毎週実施している課内の打合せで業務の効率化や食の安全についての啓蒙を行い、職員の関心を高めるよう努めている。<br>・米の販売に伴う事前解袋・目視作業についてはカビ毒のチェックを行い、安全・安心なものの販売に努力している。 |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | —  |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○  |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○  |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○  |  |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○  |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | ×  |  |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×  |  |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —  |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×  |  |  |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | ・課内の打合せにおいて、米に関わる業務については、全て安全に影響があることを職員に徹底している。 |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 統計部 統計企画課          |
| 部署の業務内容 | 統計調査員の登録・指導、各種統計の企画・分析・調整に関する事など |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要  |
|-------------|--|----|--|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 職員が、市町村別統計データの問合せ電話等の対応時に、説明責任を果たしうよう現状認識を統一し、丁寧に説明できる組織体制とする。そのための「市町村別データ対応マニュアルの検討チーム」を統計部に設置し、今後とも検討を行っていく。  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |  |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 苦情等の対応方法は、統計関係で答えられることは的確に回答し、他課へ回すものについては相手からたらい回しと捉えられないように注意しながら対応している。ルール化されているものについても、その点検を十分行いながら、事務所全体で関係資料・情報の共有化など機能強化を図るよう取り組んでいる。   |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。                       | —  |  |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | 職員個々が、国民の求めているものを意識しながら業務を進めることとし、意見・要望等については、事務所内関係部所へ確実に情報を伝達するとともに局などの上部期間へ迅速につなぐこととしている。上げられた意見等への、具体的回付・回答を確実に現場に返すことにより、現場のモチベーションが上がるを感じる。具体的には、登録調査員講習会等において、農政事務所全般の意見・要望を聞くなど外部意見を聞く場をつくることに気を配っている。「統計年報」及び「AFFいわて」など農林水産統計データの分析書を発行し、関係者や国民各層からの行政ニーズに答えていくことを意識している。また、統計調査の目的や調査結果の活用について調査客体に説明する中で、意見・要望が出された場合は、小さな意見であっても速やかに事務所関係課及び局統計部に連絡している。 |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |  |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ○  |  |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —  |  |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |  |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  |  |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ×  |  |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ×  |  |

| 項目            |        | 対応  | 点検結果の概要   |
|---------------|--------|---|---|
| 食の安全業務についての点検 | 総論     | ○   | 統計部の連絡調整窓口として、食の安全業務を担当する者への統計データ提供等  |
|               | 業務の見直し | ○   | 適確な農林水産統計データを作成・公表・提供しており、広く国民に対し、農林水産業の現状を伝え、安全・安心を判断・選択する基準となっているものと思料している。また、BSE発生後において、国産牛関係の統計データについて、牛トレーサビリティ関係者へ情報提供など、公表されている資料が施策に広く活用されるように、分析や加工の工夫に力を入れた。統計・情報センターと地域課職員の連携を図りつつ、民間の統計調査員などに対して、食の安全業務を含め情報伝達マニュアルの徹底と適切な対応方法について、周知・徹底を行っている。 |
|               |        | ○   |   |
|               |        | ○   |   |
|               |        | ○   |   |
|               |        | ○   |   |
|               |        | ○   |   |
|               |        | ○   |   |
|               |        | ×   |   |
|               |        | -   |   |
| ×             |        |   |   |
| 影響可能性の確認      | ○      | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |   |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容   |  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況  |
|--------------------------|--|--|---|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 市町村関係者及び外部から、農業算出額などの市町村別統計データがほしいとの電話等が多く寄せられている。(H19年から調査の見直しにより市町村別の作成データの限定状況を正確に説明し、相手方に不快な思いをさせないよう対応に心掛けている。) |  | 重要施策に関連し、市町村別データを作成している米、麦、大豆については、きめ細やかなニーズに対応するため、工夫してわかりやすい資料提供に心掛ける。今後、限定されてくる農林統計データについて、いかに活用して「事務所の信頼度アップ」へつなげることを考えることが改革の1つとなり、職員の意識向上に結びつく。 |
|                          |  |  |   |

## 業務再点検結果報告

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 統計部 経営・構造統計課      |
| 部署の業務内容 | 農家等の経営状況等の統計調査、農林漁業の構造に関する統計調査。 |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要   |
|-------------|--|----|---|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 各調査への照会等については、関係機関へ十分理解してもらえよう、公表結果や想定問答等を作成し丁寧な対応を行っているものの、近年、市町村単位の調査が調査体系の変更により、提供出来ないものもあるため、それらについては、中々納得してもらえない状況である。 |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |   |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ○  | 苦情はないものの、調査に対する照会がある。特に市町村別等のデータ提供が出来なくなってきたことについての説明が不十分になっている面があることは、課内での意見交換からも出てきており、統計部としてのマニュアル作成を検討している。             |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |   |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ×  | 各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接的に、国民への政策に関する説明をする事項はなかった。<br>しかし、問い合わせ等の照会を受けたときは、照会対応のルールに基づき対応し、たらい回しをしないよう関係部署に連絡し照会者に適確に返している。    |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ×  |   |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | —  |   |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ×  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | —  |   |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | ×  |   |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |   |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  | 直接関わることは、業務的にないものの、関係団体等利害関係を持たないよう業務を行っている。  |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ×  |   |

| 項目            |  | 対応  | 点検結果の概要                                       |  |
|---------------|--|---|---|--|
| 食の安全業務についての点検 | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。  | ×   | 各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関する事項はなかった。 |
|               | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。  | —   |  |
|               |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。   | —   |  |
|               |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。              | —   |  |
|               |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。              | —   |  |
|               |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                                   | —   |  |
|               |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。   | —   |  |
|               |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。                                     | —   |  |
|               |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。  | —   |  |
|               |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。   | —   |  |
|               |  | 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | —   |  |
| 影響可能性の確認      | 食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○   | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容                           |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況  |
|--------------------------|----------------------------------|---|---|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 生産農業所得統計の市町村別統計作成のノウハウを教えてくださいか。 | / | 調査の仕組み、算出方法については、提供できる旨回答をしており、実際に要請されることを念頭にマニュアルの作成を検討する。 |
|                          |                                  | / |   |
|                          |                                  | / |   |

## 業務再点検結果報告

|         |   |
|---------|---|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 統計部 生産流通消費統計課   |
| 部署の業務内容 | 農畜産物・林産物・水産物の生産、流通及び消費に関する統計、作況、被害、野菜や花きに関する統計など。また、調査の性質、調査の結果についての関係機関との共通認識醸成に努め、各種施策の推進に役立てる。 |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要  |
|-------------|--|----|--|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 直接的な行政業務は行っていないものの、統計業務を遂行していくには、丁寧・誠実・親切な対応は欠かされないことを認識は致しておるものの、統計に係わる意見・要望等のメモや引継ぎが不備な部分があったことを踏まえ、2月にメモ化の徹底を周知するとともに、3月には引継ぎの徹底を図ることとした。 |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |  |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ○  | 統計調査の標本選定において、継続する場合に、前年度の申し送り事項の不備等によるクレーム等の事例があったことを踏まえ、2月にメモ化の徹底を周知するとともに、3月には引継ぎの徹底を図ることとする。   |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |  |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ×  | 各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、政策目的に関連する事項はなかった。  |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ×  |  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | —  |  |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ×  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | —  |  |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | ×  |  |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |  |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  | 各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、業の振興と消費者の利益に関連する事項はなかった。   |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ×  |  |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ×  |  |

| 項目  |        | 対応  | 点検結果の概要                                |  |
|---|--------|---|--|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論     | ×   | 各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接食の安全に関連する事項はなかった。 |  |
|   | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。  | —                                      |  |
|   |        | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。   | —                                      |  |
|   |        | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。        | —                                      |  |
|   |        | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。        | —                                      |  |
|   |        | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                             | —                                      |  |
|   |        | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。   | —                                      |  |
|   |        | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                                | —                                      |  |
|   |        | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。  | —                                      |  |
|   |        | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。   | —                                      |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | —      |   |  |  |
| 影響可能性の確認  | ○      | 直接的にはないが、調査項目に該当する農薬の使用回数等の項目があることから、安全に係わる話はされる。故に、食の安全に係わる研修が必要であり、かつ実施された。 |  |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|--|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 地域第一課              |
| 部署の業務内容 | 農政事務所出先機関としての消費・安全業務、農政推進業務、食糧業務 |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要   |
|-------------|--|----|---|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | ・消費者相談マニュアル、食品表示110番マニュアルに基づき相談対応を実施。<br>・食の安全に関する意見交換会、食の安全・安心懇談会、移動消費者の部屋開設、JAS法表示説明会等の国民各層への説明責任の充実について21年度に具体化を予定。<br>・政策説明等に当たっては、従来以上に的確な説明が図られるよう事前に準備を行うこととしている。  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |   |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | ・外部等からの苦情等事案があった場合、丁寧な対応と速やかな報告・連絡を基本とし、対応者は苦情等事案の要点をしっかりと把握し、速やかに本所に報告(概要報告書)することとし、地域課長は本所と連絡・協議を行いながら適切に対処する事を基本ルールとしている。<br>・苦情等の対応方法はルール化されているものの、潜在的な苦情等を的確に収集する体制を検討する。  |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |   |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | ・水田等有効活用対策等の新たな施策については、政策目的を適切に説明し、出された意見等の報告をしている。<br>・食料・農業・農村基本計画の見直しに当たって、広く国民各層意見を募集しており、地域での各種機会を捉えて周知を図っている。<br>・食の安全に関する意見交換会、食の安全・安心懇談会、移動消費者の部屋開設について、今後とも充実を図る。<br>・各種説明会、意見交換会で出された意見・要望については、全て本所に報告することをルールとしている。 |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |   |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |   |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —  |   |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |   |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ○  | ・農産物検査法に基づく登録検査機関の指導・監督、JAS法に基づく製造・流通業者、小売店等への指導・監督の業務があり、業の振興と消費者の利益が一致しないという認識で業務運営。  |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |   |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要                     |  |
|---|--|--|-----------------------------|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○                           | ・消費・安全業務はもちろん、食糧業務についても該当している。   |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・BSE発生後、平成15年7月の農政事務所発足に伴い、地域課業務を産業振興部門とリスク管理部門に分離。</li> <li>・組織的な業務運営方針等の議論の中で一定の検証はなされていると理解。</li> <li>・国民の健康に関する情報については、岩手農政事務所における危害情報の報告及び連絡体制の確立で対応。</li> <li>・岩手農政事務所における危害情報の報告及び連絡体制において、東北農政局、本省並びに県保健部局等と連携し対応。</li> <li>・危害情報報告に対し、・食品安全委員会や厚労省とも情報交換の上、判断や指示がなされるものであり、科学的な知見や証拠に基づくものと理解。</li> <li>・冷凍ギョウザ事案では、影響を防ぐ観点から集中的な情報提供を実施した経過もあり、川下への影響を防ぐ措置はとられている。</li> </ul> |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ○                           |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○                           |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○                           |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○                           |  |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○                           |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | ○                           |  |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×                           |  |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —                           |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×  |  |                             |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | ・ほとんどが、食の安全に関する業務として推進している。 |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 地域第二課              |
| 部署の業務内容 | 農政事務所出先機関としての消費・安全業務、農政推進業務、食糧業務 |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要  |
|-------------|--|----|--|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会、来客、電話対応等については、丁寧・誠実・親切な対応をしている。</li> <li>・直接評価を受けていないので、今後評価を受ける方策を検討。</li> </ul>  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |  |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛農家巡回調査時、牛肉販売店立入調査時などの際に、生産者などから受けた苦情・情報について、ルールに基づき報告し、それに対する回答を受け、直ちに、情報提供者へフィードバックしている。このことについて、迅速な対応へのお礼、感謝された。</li> <li>・出張、来客、電話対応時に苦情、要請等を聴取し対応している。</li> </ul>       |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |  |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会、意見交換会には積極的に参加し施策に反映させるよう取り組んでいる。</li> <li>・説明会では事前に対象者層を把握し、適切な説明内容となるよう配慮している。説明会終了後は主催者等から感想等を聴取し対応している。</li> <li>・意見、質問等については後日であっても対応しているので批判等の情報は入っていない。</li> </ul> |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |  |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ×  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | —  |  |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | ×  |  |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |  |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営安定対策事務では農業所得申告の一定の知識が必要である。</li> <li>・業務に必要な特定分野の知識の習得に努めることとしている。</li> </ul>  |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |  |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |  |

| 項目  |   | 対応   | 点検結果の概要                                       |  |
|---|---|--|---|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論  | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○   |  |
|   | 業務の見直し  | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛農家巡回調査時に法律違反等が確認された場合、その後の状況の改善確認調査を実施している。</li> <li>・食品危害等が発生した場合、店舗リストに基づき、店舗を巡回し危害情報の周知を図っている。</li> <li>・食品安全業務全般にマニュアル等を念頭に置き対応している。</li> </ul> |
|   |   | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ○   |  |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○   |  |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○   |  |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○   |  |
|   |   | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○   |  |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。                     | ○   |  |
|   |   | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×   |  |
|   |   | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —   |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×   |  |   |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|--|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 地域第三課   |
| 部署の業務内容 | 地域課における消費安全、農政推進、食糧業務 |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要   |
|-------------|--|----|---|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 食の安全・安心に関する意見交換会、懇談会、JAS法の表示説明会等開催し、分かり易い説明を心懸けている。また、民間の講師を依頼し消費者、生産者、事業者とのコミュニケーションを図っている。部署内においては消費安全と表示規格の職員が連携、協力して業務を進めている。 |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |   |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 消費者相談マニュアル、食品表示110番マニュアルでルール化されており、適切に処理している。   |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |   |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | 米政策の周知のため、地域水田協の幹事会、総会、専門委員会に参画し、集落ごとの説明会、懇談会に積極的に参加して周知を図っている。又、意見等については本所に報告している。取組の評価について農業者から具体的には受けていないが、関係機関からは好意的に見られている。  |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |   |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |   |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —  |   |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ○  |   |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ○  | 登録検査機関への指導・監督、JAS法に基づく指導・監督   |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |   |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要             |   |
|---|--|--|---------------------|---|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○                   | 消費安全部門、食糧部門ともに該当事項ある。   |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○                   | 産業振興部門とリスク部門に分かれた。国民の健康を守ること、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から、科学的な知見や証拠に基づく措置が執られていると現場においては理解している。 |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ○                   |   |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○                   |   |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○                   |   |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○                   |   |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○                   |   |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | ○                   |   |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×                   |   |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —                   |   |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×  |  |                     |   |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | ほとんどが食の安全に関わることである。 |   |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 地域第四課        |
| 部署の業務内容 | 消費・安全業務に関すること・食糧管理業務に関すること |

| 項目          |   | 対応 | 点検結果の概要   |
|-------------|---|----|---|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・（担当ごと、課全体）業務内容の共用化を図るため、始業時に業務の諸連絡、確認の徹底。</li> <li>・職員同士、来庁者に対し挨拶する習慣の徹底。</li> <li>・毎月全職員会議を開催し、課としての重点業務を定め、確実に実行するよう周知を行うとともに、その結果について検証を行っている。</li> <li>・食品表示説明会、各種リスクミ、水田系所得安定対策等説明会にあたっては的確な説明、意見・要望については円滑な対応が図られるよう事前準備をしっかりと行うこととしている。</li> </ul>   |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。  | ×  |   |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。             | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情等の対応方法は食品表示11番マニュアル消費者相談情報カード等の活用を行うこととしている等、ルール化されているものの、点検の結果、潜在的な苦情等を的確に収集する体制が不十分と考えられたことから、4月以降は、改善すべきとの声により寄せられやすくなるよう、幅広い関係者等へのアンケート調査や庁内に投書箱の設置活用等の能動的な意見収集の取組を強化する。</li> </ul>   |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                    | ○  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。  | ×  |   |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。                        | —  |   |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田等有効活用対策等の新たな施策については、政策目的を適切に説明し、出された意見等を上部に報告している。</li> <li>・食料・農業・農村基本計画の見直しにあたっては、広く国民各層から意見を募集しており、地域での各種機会を捉えて周知を行っている。</li> <li>・食の安全に関する意見交換会、食の安全・安心懇談会、移動消費者の部屋開設について今後とも継続し、国民の意見要望を把握する機会を充実している。</li> <li>・各種説明会、意見交換会、食の安全・安心懇談会、移動消費者の部屋開設について今後とも充実を図る。</li> <li>・各種説明会、意見交換会で出された意見・要望については、全て本所に報告するものとし、回答があったものから順次国民にお知らせすることをルールとしている。</li> </ul> |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                 | ○  |   |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。  | ○  |   |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                    | ○  |   |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。  | ×  |   |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                           | —  |   |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                  | ○  |   |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。     | ○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物検査法に基づく登録検査機関の指導・監督、JAS法に基づく製造・流通業者、小売店への指導・監督の業務があり、業の進行と消費者の利益が一致しないという認識で業務運営をしている。</li> </ul>  |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                                | ○  |   |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                 | ○  |   |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要                                       |  |
|---|--|--|---|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ○ ・牛トレーサビリティ業務、食品表示監視業務、備蓄運營業務等               |  |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | ○   | <p>・ BSE発生後、牛トレーサビリティ制度(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)の円滑かつ適切な実施を図るため、事前計画及び疑義案件等場合によっては臨時に、生産現場においては「耳標の装着、出生・移動報告等の確認及び徹底、また、流通現場においては、「DNAによる個体確認」を実施している。</p> <p>・ また、MA米の不正流通を見逃していたことから、大きな反省に立ち、政府所有米穀の流通に関する検査マニュアルを策定し、これに基づき、取り組んでおり、この業務においてカビ米が発見されたなら、直ちに科学的分析を行い、安全性の確認をしているところ。</p> <p>・ このことにより、国民の健康を守ることが最優先であるという意識を持って行われており、国民の健康への悪影響の未然防止に努めているが、国民の目から見て私どもが気づいていないことも多々あるのではないかと考えており、常に国民の声に耳を傾ける努力を続けたい。</p> |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | ○   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | ○   |  |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | ○   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | ○   |  |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | ×   |  |
|   | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                  | —  |   |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | ×  |  |   |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |  |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |  |
|---------|--|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 盛岡統計・情報センター                        |
| 部署の業務内容 | 農林水産行政の推進に必要な各種の農林水産統計の作成・取りまとめ及び施策推進ための情報の収集と提供 |

| 項目                                     |                                       | 対応   | 点検結果の概要 |  |
|--|---------------------------------------|--|---------|--|
| 基本的な視点                                 | 総論                                    | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○       | <p>日常業務を進める上で、調査客体からの調査等への協力を取り付けるためには、日頃から挨拶を始め丁寧、誠実な対応が求められており、現場段階として当然のこととして実践している。</p> <p>センター内打合せ等の機会を捉え、調査客体等への対応については、その大切さを再確認し、調査の目的、結果の活用などについて、適切な説明により一層の理解が得られるよう取り組みをしていくことを意思統一した。</p> |
|  |                                       | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○       |  |
|  | 苦情、要請等への対応                            | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×       | <p>モニター等を設置しており、また関係機関団体、農家等の調査客体との接触のなかで、農業施策に関する日頃からの意見要望等の収集を行っている。</p> <p>出された意見要望等については、関係部署に繋ぐなど取り扱いは組織的に行っている。</p>  |
|  |                                       | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○       |  |
|  |                                       | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×       |  |
|  |                                       | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —       |  |
|  | 政策の目的・効果に関する説明                        | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○       | <p>関係機関団体・農家等の調査客体へパンフレット等の資料を用いて、農業施策等に関する情報提供を行っている。</p> <p>モニター等を設置しており、また関係機関団体、農家等の調査客体との接触のなかで、農業施策に関する日頃からの意見要望等の収集を行っている。</p> <p>出された意見要望等については、関係部署に繋ぐなど取り扱いは組織的に行っている。</p>                   |
|  |                                       | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○       |  |
|  |                                       | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○       |  |
|  |                                       | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○       |  |
|  |                                       | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×       |  |
|  |                                       | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —       |  |
|  | 業の振興と消費者の利益                           | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×       | <p>業務の点検の結果、直接予算、税制等に関わる事項は無かった。</p>   |
|  |                                       | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×       |  |
| 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 |                                       | ○  |         |  |
|  | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○  |         |  |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要                                       |                             |
|---|--|--|---|-----------------------------|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ×   | 業務の点検の結果、直接食の安全に関わる事項は無かった。 |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | —   |                             |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | —   |                             |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | —   |                             |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | —   |                             |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | —   |                             |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | —   |                             |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。                        | —   |                             |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | —   |                             |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —   |                             |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | —  |  |   |                             |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないと言われていたものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |                             |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|--|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 宮古統計・情報センター   |
| 部署の業務内容 | 農林水産統計調査の実査及び農林水産行政に関する情報収集 |

| 項目                       |  | 対応 | 点検結果の概要   |
|--------------------------|--|----|---|
| 総論                       | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 以前からセンター職員は関係機関、農林漁家に丁寧・誠実・親切な対応をしているが、今後においてもセンターとして再度点検も含めて全職員としての取組とする。                            |
|                          | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |   |
| 苦情、要請等への対応               | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ○  | 苦情等の対応方法はルール化され、受けた場合は速やかにセンター長へ報告しそれを上部へ上げるようになっているが、幅広の意見収集等に取り組む体制は職員の減少もあって不十分。                   |
|                          | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |
|                          | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|                          | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |   |
| 基本的な視点<br>政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ×  | センターとしては、調査農林漁家、モニター等に重要政策のチラシ等の配布を行い、意見の聴取等は実施しているが、統計調査組織のため政策担当者を配置していないことなどから、政策について意見交換は実施していない。 |
|                          | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ×  |   |
|                          | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | —  |   |
|                          | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ×  |   |
|                          | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | —  |   |
|                          | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | ○  |   |
|                          | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |   |
| 業の振興と消費者の利益              | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  | 業務的に指導、監督、予算、税制等に該当する事項はない。   |
|                          | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |
|                          | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |   |

| 項目  |  | 点検結果の概要  |   |   |
|---|--|--|---|---|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ×   | 職員と意見交換し、自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する業務がなかった。      |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | —   | 他部署の実施する食の安全業務についての認識が浅いことから、研修等により認識を深めることが大切。 |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | —   |   |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | —   |   |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | —   |   |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | —   |   |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | —   |   |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | —   |   |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | —   |   |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —   |   |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | —  |  |   |   |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |   |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況  |
|--------------------------|---|---|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 消費者、生産者、事業者等から寄せられた意見については、農水省担当部局から真摯な回答をお願いしたい。 | 政策部局でないため、直接的に反映することは困難。関係部局へ伝達しているが、意見・要望等提出者への回答状況は、事案によって差がある。出された意見、回答をまとめてホームページで公開し、広く国民へ還元してほしい。 |
|                          |   |   |
|                          |   |   |

## 業務再点検結果報告

|         |   |
|---------|---|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 花巻統計・情報センター                     |
| 部署の業務内容 | 農林水産業に関する統計調査及び情報受発信(事例情報・意見情報の収集、施策情報の周知等)業務 |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要  |
|-------------|--|----|--|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | センターとして国民との接点であるという認識を共有し、来訪者へのあいさつ、声掛け及び電話の丁寧な対応など取組重点事項としている。外部評価を受けていないが、職員の状態等に関する苦情はない。                 |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |  |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 苦情・照会等の対応方法はルール化されており、担当部署に繋ぎ回答することとしている。  |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |  |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | 情報業務として、情報官が中心となって施策の周知、意見情報の収集等をおこなっている。<br>また、農業経営統計調査の客体農家からの相談等には、担当者が「農林水産施策のご利用ガイド」等の資料を活用し、丁寧に対応している。 |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ×  |  |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —  |  |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |  |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  | 特定の分野、団体の指導、監督業務及び予算、税制に該当する事項はない。   |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |  |
|             | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                | ○  |  |

| 項目  |  | 対応   | 点検結果の概要                                       |  |
|---|--|--|---|--|
| 食の安全業務についての点検   | 総論   | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ×   |  |
|   | 業務の見直し   | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | —   |  |
|   |  | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | —   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | —   |  |
|   |  | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | —   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | —   |  |
|   |  | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | —   |  |
|   |  | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | —   |  |
|   |  | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | —   |  |
|   |  | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —   |  |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | —  |  |   |  |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |  |

|                          | ご意見の内容 |  | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|--|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |
|                          |        |  |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 一関統計・情報センター(水沢庁舎含む) |
| 部署の業務内容 | 農林水産統計調査の実施及び農林水産行政に関する情報の収集      |

| 項目          |  | 対応 | 点検結果の概要  |
|-------------|--|----|--|
| 総論          | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 水稲作況指数の算出方法に疑問を感じている機関が多かったことから、現地説明会を開催し、調査方法や作況指数の算出方法を説明し、参加者から評価を受けている。<br>今後も国民の疑問等には、分かりやすい資料を作成し、丁寧に説明していくこととした。  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |  |
| 苦情、要請等への対応  | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | 公表される統計数値についての苦情等については、ルール化されているものの、統計業務以外の苦情、要請、内部告発等については、ルール化されていない。<br>苦情、要請等については、速やかに上局に伝えるだけに止まっており、回答や対応状況等をお知らせ、返答するようなルール化を図る必要がある。4月以降上局の応援を頂き、改善に努める。  |
|             | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |  |
|             | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |  |
| 基本的な視点      | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | 統計調査に関係する部分については、その都度十分に説明を行っている。<br>農業政策は古くから「押しつけ」と捉えられている感が強く、未だにその傾向は残っていると思われる。<br>国民の意見が真に政策に反映されるようなルール化を図り、「押しつけ」を排除し、地方(現場)の声に耳を傾けなければならないと実感している。国民の意見、現場の声の反映を図るためには、正に「地方組織職員の重要な責務」との意識が重要であり、4月以降その高揚に努める。 |
|             | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |  |
|             | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |  |
|             | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ×  |  |
|             | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | —  |  |
|             | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | ○  |  |
|             | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |  |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ○  | 農業共済組合とは、直接的な指導・監督の関係にないものの、農作物等の被害に関する統計調査は一部で被害共済金の支払いに関係するところであるが、統計組織は歴史的に公平、公正が大原則であり、今後はその精神は変えない。   |
|             | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |  |

|   |        |  |    |   |
|---|--------|--|----|---|
|   |        | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。                                  | ○  | めり、今後ともその相仲は変わらない。                            |
|   |        | 項目   | 対応 | 点検結果の概要                                       |
| 食の安全業務についての点検   | 総論     | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ×  |   |
|   | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | —  |   |
|   |        | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | —  |   |
|   |        | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | —  |   |
|   |        | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | —  |   |
|   |        | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | —  |   |
|   |        | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | —  |   |
|   |        | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | —  |   |
|   |        | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | —  |   |
|   |        | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —  |   |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | —      |  |    |   |
| 影響可能性の確認  |        | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。                   | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容 |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |
|                          |        | / |                      |

## 業務再点検結果報告

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 部署名     | 東北農政局 岩手農政事務所 二戸統計・情報センター        |
| 部署の業務内容 | 農林水産統計の作成に関すること及び農林水産行政に関する情報の収集 |

|                                       |                | 項目   | 対応 | 点検結果の概要   |
|---------------------------------------|----------------|--|----|---|
|                                       | 総論             | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○  | 消費者・生産者・事業者を対象に調査を依頼しており、調査内容等を説明するにあたっては、丁寧・誠実・親切な対応は必須条件であり常日頃から心がけている。今後はさらなる徹底を図る。            |
|                                       |                | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |   |
|                                       | 苦情、要請等への対応     | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。            | ×  | ・統計業務については、苦情・要請があれば速やかに所要の報告書を上部に報告している。<br>・最近表示偽装の情報を寄せられたが、ルールに基づき事務所関係部署に対して速やかに連絡している。      |
|                                       |                | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。                                   | ○  |   |
|                                       |                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|                                       |                | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。                        | —  |   |
| 基本的な視点                                | 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。               | ○  | 通常業務としては説明行為はないものの、情勢に応じて関係機関等への説明要請することがある。説明の際には、応対者が理解できるような説明を資料を用いて行い、意見・要望等があれば上局に対し報告している。 |
|                                       |                | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。                | ○  |   |
|                                       |                | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。                                       | ○  |   |
|                                       |                | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。                   | ○  |   |
|                                       |                | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。   | ×  |   |
|                                       |                | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。                          | —  |   |
| 業の振興と消費者の利益                           |                | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。                 | ×  |   |
|                                       |                | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。    | ×  | 職員が自からの業務を点検した結果、産業の振興と消費者の利益に該当する事項は無かった。  |
|                                       |                | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。                               | ○  |   |
| 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○              |  |    |   |

| 項目  |   | 対応   | 点検結果の概要                                       |                                      |
|---|---|--|---|--------------------------------------|
| 食の安全業務についての点検   | 総論  | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。   | ×   | 職員が自からの業務を点検した結果、直接食の安全に関連する事項は無かった。 |
|   | 業務の見直し  | BSE発生後業務の見直しを行ったか。   | —   |                                      |
|   |   | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。  | —   |                                      |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | —   |                                      |
|   |   | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | —   |                                      |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）                      | —   |                                      |
|   |   | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。                                      | —   |                                      |
|   |   | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。                         | —   |                                      |
|   |   | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。                                       | —   |                                      |
|   |   | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。                                  | —   |                                      |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | —   |  |   |                                      |
| 影響可能性の確認  | 食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○  | 農林水産省の業務すべてが、食の安全に関わりがあるという認識からいくと、無いと言い切れない。 |                                      |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

|                          | ご意見の内容   |   | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況                            |
|--------------------------|--|---|---|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 陸上加工調査の調査客体から、経済産業省及び県等からも同様な調査が行われており、どちらかに一本化すべきである。 | / | 上局に対し、重複調査の是正を要請しているが、事案によって回答状況に差があるためルール化が必要。 |
|                          | 木材統計調査等においても他省との重複調査があり、一本化すべきである。                     | / |   |
|                          |  | / |   |